

告 示

埼玉県告示第九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

日進ハム上尾ビル

埼玉県上尾市大字平塚二千五百十八 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 開店時刻および駐車場利用時間の変更について、周辺環境に大きく変化をもたらすとは考えにくい。騒音等に留意して営業していただきたい。
- ・ 荷さばきの際は、児童生徒の登下校の安全確保に引き続きご配慮ください。

二 縦覧期間

平成二十五年八月二日から平成二十五年九月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター